

「国立大学法人大阪大学年俸制教員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(医師等調整手当)

第13条の2 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した年俸制教員（教員基本年俸表（一）の適用を受ける年俸制教員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,000円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第6に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

別表第6 医師等調整手当（第13条の2関係）

別紙のとおり

改 正（案）

(略)

(同左)

第13条の2 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した年俸制教員（教員基本年俸表（一）の適用を受ける年俸制教員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,300円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 同左

3 同左

(略)

別表第6 同左

別紙のとおり

別表第6 医師等調整手当(第13条の2関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

別表第6 同左

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,300
1年以上2年未満	50,300
2年以上3年未満	50,300
3年以上4年未満	50,300
4年以上5年未満	50,300
5年以上6年未満	50,300
6年以上7年未満	48,500
7年以上8年未満	46,700
8年以上9年未満	44,900
9年以上10年未満	43,100
10年以上11年未満	41,300
11年以上12年未満	39,500
12年以上13年未満	37,700
13年以上14年未満	35,900
14年以上15年未満	34,500
15年以上16年未満	33,100
16年以上17年未満	31,700
17年以上18年未満	30,300
18年以上19年未満	28,900
19年以上20年未満	27,500
20年以上21年未満	26,100
21年以上22年未満	25,500
22年以上23年未満	24,900
23年以上24年未満	23,900
24年以上25年未満	23,300
25年以上26年未満	22,700
26年以上27年未満	22,100
27年以上28年未満	21,500
28年以上29年未満	20,700
29年以上30年未満	20,400
30年以上31年未満	20,000
31年以上32年未満	19,400
32年以上33年未満	(同左)
33年以上34年未満	(同左)
34年以上35年未満	(同左)
35年以上	(同左)

「国立大学法人大阪大学任期付年俸制教員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(医師等調整手当)

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した年俸制教員（医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,000円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第5に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

別表第5 医師等調整手当（第15条関係）

別紙のとおり

改 正（案）

(略)

(同左)

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した年俸制教員（医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,300円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 同左

3 同左

(略)

別表第5 同左

別紙のとおり

別表第5 医師等調整手当(第15条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

別表第5 同左

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,300
1年以上2年未満	50,300
2年以上3年未満	50,300
3年以上4年未満	50,300
4年以上5年未満	50,300
5年以上6年未満	50,300
6年以上7年未満	48,500
7年以上8年未満	46,700
8年以上9年未満	44,900
9年以上10年未満	43,100
10年以上11年未満	41,300
11年以上12年未満	39,500
12年以上13年未満	37,700
13年以上14年未満	35,900
14年以上15年未満	34,500
15年以上16年未満	33,100
16年以上17年未満	31,700
17年以上18年未満	30,300
18年以上19年未満	28,900
19年以上20年未満	27,500
20年以上21年未満	26,100
21年以上22年未満	25,500
22年以上23年未満	24,900
23年以上24年未満	23,900
24年以上25年未満	23,300
25年以上26年未満	22,700
26年以上27年未満	22,100
27年以上28年未満	21,500
28年以上29年未満	20,700
29年以上30年未満	20,400
30年以上31年未満	20,000
31年以上32年未満	19,400
32年以上33年未満	(同左)
33年以上34年未満	(同左)
34年以上35年未満	(同左)
35年以上	(同左)